

Q47 知的障害者の施設において、てんかん発作のある施設利用者を浴槽に放置して職員がタバコを吸いに行っている間に、その利用者が発作を起こし、溺れ死にそうになった事がありました。どのように対処すべきでしょう。

現存するある施設で質問と同じような事故が現実置き、利用者が溺れて病院に担ぎ込まれたが、意識不明状態が何日も続いたという事件が発生しています。てんかん発作のある施設利用者を浴槽に放置して職員がタバコを吸いに行っている間に問題が起きるような事例は「無視・放置」(Neglect)に当たります。

いわゆる「無視・放置」(Neglect)には、このような安全確保の怠り、必要な介助をしないことその他、必要な医療を受けさせないこと等があります。具体的な例を更に挙げれば、必要な介助の欠如の例としては、本人が自由な意思でトイレに行きたいと思っているのに、手がかかるという理由でおむつを当てられていたり、本人の要求が職員の都合によって無視されたりすることがあり、また、必要な医療の欠如の例としては、入院させるべきところを入院させない、皮膚病に罹っているのに見てみぬ振りをし、適切な治療を行わないことなどがあります。

以上のように何もしないことも、虐待になる場合があるので、施設との交渉によりその改善を求めて行く必要があります。また、設問の事例では施設に対する損害賠償請求という問題も考えられます。

【 性的虐待の定義及び類型 】

性的虐待の定義については、どれだけの範囲を性的被害と考えるかによって違ってきます。発達遅滞の問題である知的障害者の性的被害を考えた時、シェクターとロバージの「性的に成熟した大人が、発達の未成熟で依存的な段階にある子供と、子供がその意味を正確に把握できないような、したがって子供がインフォームド・コンセントを与えることができないような性的な行為を持つこと」との未成熟の子どもに対する性的虐待の定義が的確であると考えられます。